道営住宅広報誌

# ひろば

2024
SUMMER
No.62
夏
〈発行〉

一般財団法人
北海道住宅管理公社
〒060-0005　札幌市中央区北５条西６丁目
１番地23 第二北海道通信ビル７階
TEL 011-205-5255

## 「収入申告」始まります

## 収入申告の流れ

### 申告書の配布

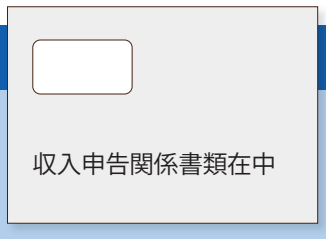


７月下旬から８月上旬ごろに対象となる全世帯に配布します。

### 申告書の作成・提出

返信用封筒に「収入申告書」と「所得を証明する書類」を入れて提出してください。

**※今現在、減免・減額されている方も申告が必要です！**

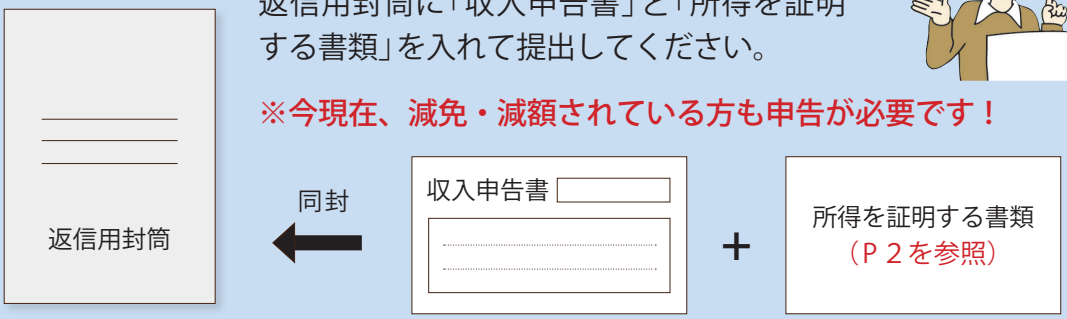


提出

**提出期間は**
**８月中旬～８月末日です**

### 添付書類の確認

書類に不備がある場合は、電話か文書にてご連絡します。

### 来年度の家賃が決定

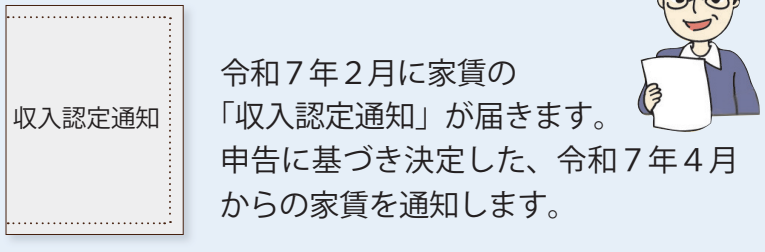


令和７年２月に家賃の「収入認定通知」が届きます。
申告に基づき決定した、令和７年４月からの家賃を通知します。

## 地域ささえ愛サミット2024
### ― 人生 100 年時代を生きる ―

講演のほか、サロン体験、うたごえ喫茶、「ふまねっと」や「ハンドマッサージ」の体験、スマホ相談、健康チェックなど、参加型のイベントです。入場無料。ぜひご参加ください。

■日　時　令和６年９月 21 日（土）
午前 11 時 ～ 午後３時

■場　所　札幌エルプラザ　３階 大ホール
札幌市北区北８条西３丁目

■ご案内　８月中に集会所等に開催チラシを配架する予定です。

# 収入申告書に添付する所得を証明する書類

## 給与所得の方（会社員など）

① **令和5年1月1日以前から**勤務された方

次の書類のうち、**いずれか1つ**を添付してください。

- ■源泉徴収票の写し（令和5年分）
- ■令和6年度　所得証明書（市・区役所発行）
- ■令和6年度　市・道民税特別徴収税額通知書の写し

② **令和5年1月2日以降に新たに**勤務された方

次の書類のうち、**いずれか1つ**を添付してください。

- ■給与証明書（指定様式）　■採用証明
- ■雇用契約書の写し

## 退職された方

次の書類のうち、**いずれか1つ**を添付してください。

- ■離職票の写し　■雇用保険受給資格者証の写し
- ■退職証明書の写し（勤務先発行）

## 給与所得＋年金受給の方

次の書類のうち、**いずれか1つ**を添付してください。

- ■年金と給与のそれぞれの源泉徴収票等の写し(令和5年分)
- ■令和6年度　所得証明書（市・区役所発行）
- ■確定申告書の写し（令和5年分）
- ■給与証明書（指定様式 / 令和5年1月2日以降に新たに勤務された方）と年金の源泉徴収票の写し

※年金については､年金額改定通知書か年金振込通知書の写しでも可

## 生活保護受給の方

次の書類のうち、**いずれか1つ**を添付してください。

- ■生活保護決定通知書の写し
- ■生活保護受給証明書（市・区役所発行）

## 無職無収入の方

**令和5年1月1日以前から**無収入の方は、**次のすべて**の書類を添付してください。

- ■令和6年度　所得証明書（市・区役所発行）
- ■無職無収入申出書

| 世帯状況等を証明する書類<br>※いずれか1点（写し可） | |
|---|---|
| 扶養親族の確認<br>（別居扶養親族も含む） | ●健康保険証<br>●その事実を証明する書面 |
| 障害者・特別障害者等の確認 | ●身体障害者手帳<br>●精神障害者保健福祉手帳<br>●療育手帳 |

※出生・死亡・転出された場合は、公社・各支所へお問い合わせください。

## 年金受給の方

**受給しているすべての年金**について、証明書の写しを添付してください

① **国民年金、厚生年金、共済年金**を受給している方

次の書類のうち、**いずれか1つ**を添付してください。

- ■源泉徴収票の写し（令和5年分）
- ■年金額改定通知書の写し（直近のもの）
- ■年金振込通知書の写し（直近のもの）
- ■令和6年度　所得証明書（市・区役所発行）

② **遺族年金、障害年金、労災年金、福祉年金**を受給している方

次の書類のうち、**いずれか1つ**を添付してください。

- ■年金額改定通知書の写し（直近のもの）
- ■年金振込通知書の写し（直近のもの）

③ **恩給、恩給の遺族給付**を受給している方

- ■振込通知書又は支払い通知書の写し（直近のもの）

④ **企業年金**を受給している方

次の書類のうち、**いずれか1つ**を添付してください。

- ■源泉徴収票の写し（令和5年分）
- ■年金振込通知書の写し（直近のもの）

⑤ **個人年金**を受給している方

次の書類のうち、**いずれか1つ**を添付してください。

- ■年金支払のお知らせの写し（直近のもの）
- ■確定申告書の写し（令和5年分）
- ■令和6年度　所得証明書（市・区役所発行）

## 自営業者の方

次の書類のうち、**いずれか1つ**を添付してください。

- ■確定申告書の写し（令和5年分）
- ■令和6年度　所得証明書（市・区役所発行）
- ■事業申告明細書（指定様式 / 令和5年1月2日以降に新たに事業を開始された方）

## For International Students（外国人留学生の方）

Please submit the following documents attached to the Income Declaration Form.

- ■ Scholarship Notice　（奨学金の通知書）
- ■ For self-supporting international students, Statement of Unemployment/No Fixed Income
  （私費留学の方は無職無収入申出書）
- ■ Certificate of Enrollment or Student ID card
  （在学証明書か学生証）
- ■ Residence card　（在留カード）

保存版

# 紙面で確認！ 3つの訓練

**火災が起こった時、対処できますか？**

火災が目の前で起こった時、冷静でいられる人はほとんどいません。普段であればできることが「あれ？どうするんだっけ？」となってしまいます。今回は、紙面で３つの訓練を確認します。火災がいつ起きても対処できるよう、何度も見直しましょう。

## 1 通報訓練 ～消防役と通報役に分かれ、訓練を実施してみましょう

通報者役

「火事です。」

「119 番消防です。火事ですか、救急車ですか。」

「住所はどこですか。」「わからなければ目標となる建物はありますか。」

「札幌市●区●●■条■丁目■番■号（住所）、●●（建物名称）です。」

「その（建物名称）は何階建てですか。燃えているところは何階ですか。」

「●●階建ての●●階が燃えています。」

「何が燃えているかわかりますか。」

「●●が燃えています。」

「建物（店舗）内の人数、けが人や逃げ遅れている人はいますか。」

「建物全体で●人ほど。●階には●人いますが避難可能です。」

「●● ●●です。」

「あなたのお名前を教えてください。」

「わかりました。すぐいきますので、避難をして待っていてください。」

消防役
（指令管制員）

※訓練で実際に 119 番回線を使用することはお控えください。

### 火事が起こったらまずは通報!

「119」の番号は忘れないようにしましょう!
どんなことが聞かれるのか、上の絵を参考にシミュレーション訓練をしておきましょう!

**注意点**

**聞かれたことにだけ答えるようにしましょう。**

消防隊が現地ですぐに活動できるように、必要な情報を厳選して聞いています。聞かれたこと以外のことは話さないようにお願いします。

## 2 消火訓練～消火器の操作訓練

①黄色い栓を引き抜く

②先端をしっかり握る

③レバーを握り、放射！

※屋内消火栓設備がある建物は、屋内消火栓設備の操作方法についても確認しましょう。
※訓練用消火器は各消防署で貸出しているのでお問合せください。

### 消火器は、上図のように３つの手順で簡単に使用できます。

火事になると気が動転して普段できることができなくなる場合があります。落ちついて消火器の使用方法を確認しましょう。

**注意点**

**初期消火も大事ですが、火が背丈ぐらいの大きさになっている場合、煙が充満している場合はすぐに避難しましょう。**

背丈ぐらいまで火が立ち上がっている場合、消火器で消すのは困難です。また、煙を吸ってしまうと「命」にかかわるので、避難を優先してください!

## 3 避難訓練～避難誘導訓練

①利用者・入居者を誘導

②防火区画を形成

③逃げ遅れやケガ人の確認

※避難口や避難経路上に避難の支障になるものがないかも確認しましょう。

避難をするときには「火事だ!」と大きな声で周囲の人に伝えましょう!

隣人に高齢の方や体の不自由な方がいる場合は避難のお手伝いをしましょう。

注意点

**煙や火のある通路は極力避けましょう。**

どうしても煙のある通路を通る場合は、姿勢を低く保ち、ハンカチや衣服などで口や鼻を覆い、煙を吸い込まないようにしてください。煙を吸うと意識を失う恐れがあり、そのまま死に至るケースもあります。

**初期消火の際「命」を守る三ヶ条**

一、火が背丈ぐらいまで
　　立ち上がっているときはすぐに避難すべし
一、煙が充満しているときは、すぐに避難すべし
一、熱を強く感じた場合は、すぐに避難すべし

**以上のことは 絶対に守るべし**

資料提供　札幌市消防局

## 火災の防止について

道営住宅入居者の皆さまへ

令和６年５月に小樽市と札幌市で火災が発生、さらに令和６年６月９日には札幌市の道営住宅において、火災で入居されていた方がお亡くなりになる痛ましい事故が起こりました。

火災発生原因には、たばこの吸殻の不始末や、コンロ、仏壇のローソク火災が多く言われており、普段から十分な注意が必要となります。万が一、火災が発生した場合は、自らの生命や財産を失う危険性があることはもとより、隣接する住戸への延焼、煙害、消火活動による冠水など、隣近所の方々の生活も脅かす事態にも発展しかねません。入居者の皆さまが安心して暮らせるよう、くれぐれも火気の取扱には注意をお願いします。

# 住宅管理公社からのお知らせ

## 駐車場の届出書類

※必要書類など不明な点は、駐車場管理課 ☎ 011-205-5255 までお問い合わせください。

駐車場の使用者が買い替えなどにより車両を変更する場合には、必ず所定の手続きが必要となりますので、ご注意をお願いします。

| | こんなときには・・・ | 届出書類 | 注意事項 |
|---|---|---|---|
| 1 | 駐車場を使用したいとき | 駐車場使用申込書 | 以下の書類を添付<br>①車検証及び自動車検査証記録事項（電子車検証の場合）のコピー<br>②その他公社の指定する書類を添付 |
| 2 | 買い替えで車を変更したいとき | 自動車保管区画使用許可事項変更等申請書 | 以下の書類を添付<br>①車検証及び自動車検査証記録事項（電子車検証の場合）のコピー<br>②現有車の処分方法がわかるもの（廃車・売買・下取等）<br>③その他公社の指定する書類 |
| 3 | 駐車区画を変更したいとき | 自動車保管区画使用許可事項変更等申請書 | |
| 4 | 警察に車庫証明申請するとき | 自動車保管場所使用承諾証明願 | 以下の書類を添付<br>①買い替えで車両を変更するために必要な場合は、2と同様の書類を添付<br>②車両の名義人の「住民票」または「印鑑登録証明書」いずれかのコピー<br>③注文書のコピー |
| 5 | 廃車などで駐車場を使わなくなったとき | 自動車保管区画使用許可事項変更等申請書（返還届） | その他公社の指定する書類を添付 |

## 駐車場関係の届け出

駐車場の使用者は、北海道営住宅条例に基づき「道営住宅の入居者または同居者であること」に限定されております。

駐車場の使用申込書や警察への車庫証明の際の保管場所使用承諾証明願、駐車場を使用しなくなった場合の返還届、区画の変更や車両変更などの各種手続に必要な書類は、上記の「届出書類」一覧表で確認してください。

公社ホームページ

## 家賃や駐車場使用料の滞納にご注意

保管場所使用承諾証明書は、駐車場使用料や家賃を滞納すると「発行不許可」の規定があります。この証明書がなければ車を買い替えたけれど車庫証明がストップし、車の登録が宙に浮く事態になりかねませんので納め忘れに十分注意してください。

## 来客者カードの発行について

入居決定時にお渡ししておりますが、紛失された方は来客者カードの再発行が可能ですので、公社までお問合せください。なお、各世帯1枚の配布としております。来客があった際には車内の見やすいところに置いてください。

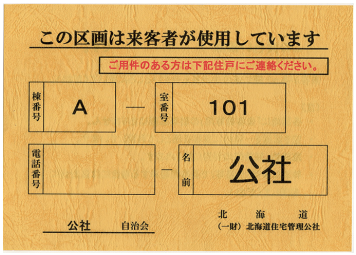


- 空き区画を一時的に来客用として利用しております。
- 臨時的・短期間の利用に限られます。
- 特別な事情（介護等）で長時間駐車する場合には自治会に相談してください。

## 連絡先・問い合わせ先　まずはこちらに連絡を！

| 対応する業務 | 対応する日・時間 | 団地所在地 | 連絡先（問合せ先） 所管支所名 | 電話 | 所在地 |
|---|---|---|---|---|---|
| ・各種届出<br>・各種相談<br>・収入申告<br>・減免申請<br>・設備の故障<br>・修繕等 | 月～金曜日<br>8：45 ～ 17：30<br><br>第２・４土曜日<br>8：45 ～ 12：30 | 札幌市東区、西区、南区、北区、中央区、豊平区、石狩市 | 札幌中央支所 | (011) 711-3561 | 札幌市東区北 12 条東９丁目 光星第２団地１階 |
| | | 札幌市白石区、厚別区、江別市、北広島市、恵庭市、千歳市 | 札幌東支所 | (011) 891-1534 | 札幌市厚別区上野幌３条１丁目 厚別光陽団地内 |
| | | 小樽市 | 小樽支所 | (0134) 33-9698 | 小樽市緑１丁目１－１ 小樽赤十字会館１階 |
| 緊急対応が必要な<br>・設備の故障<br>・漏水、停電、灯油漏れ等 | 上記以外の時間 | すべての団地 | 日曜日・祝祭日・平日の早朝夜間の専用連絡先<br>緊急連絡センター　(011) 752-1404 | | |

地域ささえ愛サミット2023

私たちの知りたい！が ここにある

# 地域づくりの団体が集いました！

昨年11月、札幌エルプラザにて「地域ささえ愛サミット」が開催され、１８４名が来場。地域で活動しているサロンや協力団体との交流や、ステージ等を楽しむ場となりました。

オープニングは、澤出桃姫子さんによる講演。厚別区青葉地区で地域づくりを行ってきた澤出さんに、今後訪れる高齢社会をどう乗り切ればよいのかお話しいただき、多くの来場者が熱心に聞いていました。

サロンブースには、札幌市内の３団体が出展し、それぞれの活動を紹介。植物を使った小物づくりや、皮を使用するレザークラフトコーナーでは、たくさんの人が楽しんでいました。また、椅子を使用した体操コーナーでは、ゆったりとストレッチをしリフレッシュする姿がありました。

体験コーナーでは、ＶＲゴーグルを装着して仮想空間の旅をしたり、あみを踏まないようにリズムに合わせて前進する「ふまねっと」、ハンドマッサージの体験など楽しめるコーナーが盛りだくさんでした。

スマホ相談コーナーでは、日頃困っていることを解決できたと喜びの声が聞かれ、健康チェック、サロンづくり相談、高齢者住宅の住み替え相談などで質問をしたり、情報コーナーの資料を手に取る参加者も。

ステージでは「よっちゃんのうたごえ喫茶」で楽しむ場面や、道警による「特殊詐欺にあわないためのミニ講座」も開かれました。笑顔あふれるたくさんの交流が生まれた一日となりました。

体験コーナー

サロンブース

健康チェック

スマホ相談

うたごえ喫茶

## 講演

### みんなでつながり 優しいまちへ
### ～支え合い・助け合いで 安心して暮らせる地域力～

日常生活支援あつべつ・たすけ愛ふくろう
代表　**澤出 桃姫子（ときこ）さん**

札幌市の高齢化率は約28％。その中でも厚別区青葉地区は約46％で、２人に１人が高齢者。全国の傾向より速いペースで高齢化が進行しており、高齢者が長く働ける環境づくりが必要です。地域の高齢者によるサポートで、若い世代が安心して働きながら子育てできる。そんな地域の皆にやさしいまちが、高齢者にも優しいまちになります。

活動のきっかけは義母の介護に挫折したこと。24時間介護しているると自分がなくなり、すごく辛かった。ボランティアで助けてくれる人がいれば、２時間でもコーヒーを飲んで自分を取り戻せたのかもしれない。その時に、地域の互助が必要なことを実感し「自分たちの地域は自分たちでつくり上げる」という思いから、１９９９年連合町内会が中心となる住民主体の地域づくりを始めました。

地域はつねに変化しています。医療・介護・福祉の土台となる地域力を作ることが必要。10年20年先を考え、時代の変化に合わせて地域を変革させていくのです。人には孤独がいちばんの毒。１日１回でも誰かと話したり、つながりを持つことが大切です。